

農業会議通信



農業委員活動記録カードの改訂について
農地法等改正に伴う農業委員会の体制づくりと準備対策
平成21年遊休農地対策の推進について
第2回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業の実施について
平成21年度全国農業委員会会長大会が開催される

耕作放棄地復元状況調査（一関市・4月8日）

今月の一言

活動記録カードと有効利用

まさに深緑の季節、大きな気象災害もなく農作物の生育は順調で何よりである。このまま推移し実りの秋を迎えたいものだ。今回は、私達の最大の関心事である農地法等の改正について書くつもりだったが、まだ成立していないので別の機会にする。これが皆さんに届く頃には決まっていると思うのだが、いずれ、21年度の補正予算とあわせて、改めて説明する必要があると思っている。

ところで、農業委員の皆さんに自らの活動をカードに記録していただいているが、今年度から一部様式等を改訂することにした。

それは、多くの方から今では書きづらいという声があったことと、国の指導通知により、毎年度、委員会毎の活動計画を作成し、その実績を点検・評価することとされたが、これにも活かせる内容にしたいと考えたからである。

このカードは、いろいろな面で重要な意味を持つ。例えば、それぞれの活動内容を持ち寄って意見交換したり、農業委員の活動のあり方について検討する際の格好の資料となる。また、これを全体的に取りまとめると、農業者や地域でどういうことが問題になっているかが良くわかる。行動する農業委員として、これらの実績について外部の理解を得ることも大事だと思っている。

この改訂のもう一つのねらいとして、自らの一年間の活動を振り返って主な事柄を端的にとりまとめてもらうことにした。まずは、どのような活動をし、どんな成果が得られたか。ただ、一生懸命取り組んでも、必ずしも結果に結びつくとは限らない。その時は、その旨を書いていただければ良い。

また、活動を通じての農業委員や、委員会活動に対する意見、提言があれば、それも書いてもらおう。感想的なことでも結構です。

あまり難しく重荷に思わないで気楽に書いてほしいと思っている。

文章の体裁や、「て」「に」「を」「は」などは全く気にする必要はありません。私はこうした取り組みが、必ずや今後の活動に倍にも3倍にもなつて活かされるものと信じている。是非、ご理解のうえ、ご協力を賜りたい。

岩手県農業会議 会長 佐々木 正勝

〈記載例〉		農業委員活動記録カード	
平成21年6月		委員番号: 3	氏名: 岩手太郎
区 分		活動内容(どのような活動をしたのか)	
活動日	4 日	(例) 集落の座談会に出席の後、農地転用転用の相談を受けた。手続きの流れを説明し、詳細については事務局に行くように案内した。	
主催(会議等の場合)	農政課		
相手(相談等の場合)			
活動形態(記号)	J		
活動区分(番号)	4		
活動日	10 日	(例) 担当地区内の担い手である山田さんのお宅を訪問し、家族経営協定と農業者年金について説明した。経営主夫婦と後継者夫婦にいっしょに聞いてもらったが、特に後継者夫婦が興味をもったようだ。来月農業委員会が開催する研修会にも出てもらうことにした。	
主催(会議等の場合)			
相手(相談等の場合)	山田登及び家族		
活動形態(記号)	A		
活動区分(番号)	18 と 20		
活動日	21 日	(例) 農業委員会総会に出席し、農地法や基盤強化法等の審議をした。農地法3条の案件について受け手の労働力に疑問があったので、質問したが、来春に息子が戻る予定とのことで納得した。	
主催(会議等の場合)	農業委員会		
相手(相談等の場合)			
活動形態(記号)	H		
活動区分(番号)	28		
活動日	30 日	(例) 森岡さんから、認定農業者についての質問を電話で受けた。認定のメリットを説明し、農政課と相談しながら経営改善計画を作成して申請するように話した。	
主催(会議等の場合)			
相手(相談等の場合)	森岡花子		
活動形態(記号)	D		
活動区分(番号)	14		

〈記載例〉 活動記録カード(年度総括)

今年度の目標は何であったか、また、年度の活動全般について、自らどう取り組んだか、その結果はどうであったかについて「年度の総括」として取りまとめるとともに、次年度に向けた活動の考え方について記述する。
 これらの他、農業委員活動に対する意見・要望や、感想的なことなど、なんでもかまいませんので書いて下さい。

(記載例その1)
 平成21年度は、私が農業委員になって2年度目であった。これまでの会議や研修会への出席、先輩農業委員との話し合いなどで、農業委員の役割がようやくわかってきたような気がする。
 私が一番心がけたのは、自分が農業委員であることが、地域の皆さんにわかっていただけのように、できるだけ会合に出かけたり、戸別訪問したりした。その中で、何か問題がないか聞き出し、また、相談があったことは、すぐ答えられることは説明し、不十分なところは、農業委員会から教えてもらい回答するよう努めた。
 地域の農業委員が誰であるか、皆に知られていないような気がするので、農業委員会だよりなどで紹介してもらいたい。
 21年度の活動としては、①農業委員会の耕作放棄地の実態調査結果をふまえ、私が中心になって地元にある耕作放棄地の有効活用について話し合いを進めている。1カ所で、その気運が高まっているが、これからである。②農業者年金への加入〇戸、全国農業新聞の普及〇部であった。なかなか難しい仕事なので、農業委員会の協力を得て、小集会的なことができないか考えてみたい。③全体の活動件数〇件、そのうち農地関係が〇件と一番多かった。
 来年度は、委員任期の最後であるので、話が途中になっている耕作放棄地の利用を一カ所でも実現するよう取り組んでいきたい。

農業委員活動記録カードの改訂について

委員活動記録カードについて(1) 農業

今月の一言にあるように、農業委員の日常的な活動内容が的確に記録できる。(2) 農業委員会の適正な事務実施について「(農水省経営局長通知)に基づき活動計画の作成及び点検・評価のとりまとめの内容と可能な限り連動し、

これらに活かせる。(3) 岩手県農業委員会における農業委員会及び農業委員の活動表彰に活かせる。等の観点から様式を改訂しました。自らの活動の一里塚として記録しましょう。

また、四月以降これまでの分も記載例を参考に改訂様式に転記してください。

農地法等改正に伴う農業委員会の体制づくりと準備対策

農地法等の一部を改正する法律案が、5月8日に衆議院で可決され、参議院に送られました。

その内容を見ると、農業委員会は、賃貸借された農地の利用状況を把握し、適正に利用していない場合、適正利用にむけて必要な措置を講ずるよう勧告することや勧告に従わなかった場合は、賃借権の許可取り消しを行うことなど、これまでと比べ、役割が飛躍的に増大する内容となっています。

このため、農業委員会の体制整備を図るよう付帯決議がなされています。

改正された農地法は12月半ばから施行される見込であり、そのための農業委員会の体制整備が必要となります。このことを受け、5月19日に開催した市町村農業委員会会長会議では、平成22年度予算編成時（9月頃）までに、農業委員会事務局の体制強化及び予算確

保について、知事・市町村長等に理解を求め、実現に向けた対策を講じていただくよう要請活動を行うことを確認しました。

なお、改正農地法の説明会は成立後8月末を目途に開催され、政令・省令・運用等に関する説明会は改正法施行後と予定されています。

農地法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議

政府は、本法の施行にあたり、生産資源であり地域資源である農地の確保と望ましい主体による農地の有効利用を通じ、我が国の食料自給率力の強化に資する農業構造の確立と農村の振興を図られるよう、左記事項の実現に万全を期すべし。

一〇六（略）

七 農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会組織が現行制度による業務に加え、改正法により新たに担うこととなる業務を適正かつ円滑に執行することができるよう、必要な支援及び体制整備を図ること。

八〇九（略）

平成21年度遊休農地対策の推進について

昨年度市町村と農業委員会で実

施した耕作放棄地全体調査の結果、緑及び黄色に分類された農地（現状では耕作できないが、草刈り・耕起・抜根や基盤整備により耕作可能となる農地）が4,282ヘクタールありました。これらの農地は適切な利用に努めなければなりません。すでに、20年度予算を活用し、一関市、野田村、藤沢町ではモデル的に再整備に取り組みされているところですが、国は、今後3年間で緑及び黄色に区分された全ての農地を再生利用するため、21年度予算で耕作放棄地再生利用緊急対策を設けております。

この事業は、賃借等により耕作放棄地を再生利用する取り組みに、荒廃の程度に応じて10アール当たり3万円又は5万円の交付金に加え、土壌改良に要する経費（2年間）、営農定着に要する経費

に対し、それぞれ10アール当たり25,000円の交付金を支払うほか、耕作放棄地復旧後に必要となる農業用機械や施設整備費の2分の1の補助を行うものです。

本県には、このための「耕作放棄地再生利用交付金」が11億2千万円交付される見込となっております。この交付金を有効に活用して耕作放棄地の解消と当該農地を活用した新たな産地づくりに取り組みましょう。

なお、この事業を実施する前提条件として①地域耕作放棄対策協議会（市町村や農業委員会等が構成員）が設立されており、再生利用活動や耕作者等の確保に関する「耕作放棄地再生利用実施計画」を定めていること等が必要で、まだそれらが整備されていない市町村にあっては急いで体制整備をするようお願いいたします。

また、地域協議会での農業委員会に求められる役割は次のようなことが想定されており、

- 1) 地域協議会設立への参画。
- 2) 地域協議会の耕作放棄地再生利

用実施計画策定への参画。
 (3) 耕作放棄地再生利用交付金事業の実施にあたって、地域協議会が実施する荒廃状況等の詳細調査への協力。

(4) 耕作放棄地の荒廃程度の情報提供などによる再生作業に係る工事費概算算出への協力

(5) 耕作放棄地再生利用交付金の活用にあたって、所有者に代わり耕作する者が確保される必要があることから、賃貸借等の促進。

第2回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業の実施について

本事業は、農業・農村現場において耕作放棄地の発生防止・解消活動を展開する団体等でその取り組みや成果が他の模範となる者を顕彰し広く普及することにより、今後の耕作放棄地対策の促進に資するため、全国農業会議所、全国農業新聞が主催し、昨年度から実施されているものです。

応募資格は、概ね3年以上にわ

たり、耕作放棄地の発生防止・解消活動を実施している農用地利用改善団体、集落営農組織、農業委員会、JA、農業法人、NPO法人、市町村農業公社、土地改良区等の活動主体（個人は対象としない）となっており、農業会議を通じて応募することとなっています。

第1回目の昨年は、本県では葛巻町が応募し、全国農業新聞賞を受賞しました。ちなみに、全国29県から応募があり、その中から、特に顕著な成果を上げた取り組みとして、農林水産大臣賞に山形県天童市農業委員会、農村振興局長賞に福島県NPO法人ゆうぎの里東和ふるさとづくり協議会、全国農業会議所会長特別賞には福井県あわら市農業委員会と鹿児島県株式会社杵産業が選定され、全国農業委員会会長大会の席上で表彰されました。

今年度も6月上旬から8月下旬にかけて募集活動が行われ、その後、県段階の審査、全国農業会議所での審査が行われ、来年5月の全国農業委員会会長大会で表彰さ

れることになっていきます。県内でも多くの取り組みがなされておりますので、ふるって応募していただきますようお願いいたします。

平成21年度全国農業委員会 会長大会が開催される

5月28日東京・日比谷公会堂に約2,000名の農業委員会会長が参加して平成21年度全国農業委員会会長大会が開催され、食料・農業・農村基本計画に関する提案決議、農地制度改革に伴う農業委員会組織の体制整備に関する特別要請決議のほか農業委員会の活動強化に関する申し合わせ、「情報活動」の一層の強化に関する申し合わせ等が決議され、食料・農業・農村基本計画に関する提案決議について、各県が分担し、国会議員や各政党、農林水産省に要請を行いました。本県では、参加していたいただいた農業委員会会長さん方が3班編成で県選出国會議員に要請をしました（別紙参照）。



県選出国會議員への要請

(別紙) 食料・農業・農村基本計画に関する提案決議のポイント

町内大野地区の農家の現況を見ると、近年特に農業従事者

洋野町農業委員会
会長 奥寺定雄

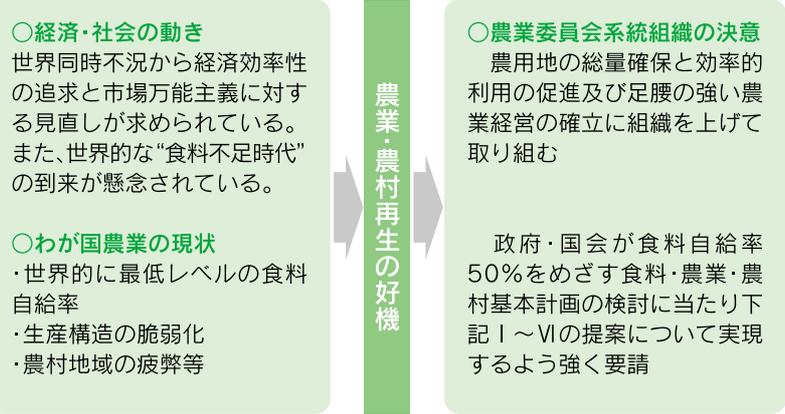
「遊休農地に思うこと」

私もひとこと

の高齢化、後継者の不在や後継者が他の仕事に従事しているため、農業をあきらめる状況になっています。そして残念なことに、このような現象はこれからも確実に増えていくものと予想されます。私の住む地区も農業の最盛期には、8戸の農家が水稲や葉タバコ等を営農していましたが、今では水稲、肉用牛の生産を主とした4戸の農家

になりました。そのような中、水田の場合、減反政策による飼料作物の作付けで農地として維持されており、畑等は所有者の考え方等によって、貸借に至らず遊休農地になるケースが増えております。農業委員会としても遊休農地解消のため、農業会議の指導の下で、農地と、町長に対しての対策要請など

に取り組んでおります。願わくは、集落営農形態の組織でもできれば解消には有効なのかなあと思うところですが、当地域の特徴として、狭小な土地形態のため、また人材等の面で条件が整わず、結成は難しいのが現実です。今後、地域の農業をどうにかしなければとの思いはあるのですが・・・



I. 基本的考え方

1. 農業・農村の社会的価値と多面的機能の発揮
2. 食料自給率向上と自給力強化に向けた施策の強化
3. 食料安全保障の確立と適切な国境措置の確保
4. 農政推進体制の強化と十分な予算の確保

II. 食糧政策

1. 水田フル活用による戦略作物の増産
2. 農業基盤整備の推進
3. 国産農産物の利用拡大に向けた施策の強化
4. 米政策の検討
5. 飼料自給率の向上と放牧の推進
6. 食の安全と消費者の信頼確保
7. 食に対する国民の理解促進
8. 国際的な食料備蓄及び技術協力の推進

III. 担い手・経営、人材・新規就農政策

1. 育成すべき「担い手像」の再構築と明確化
2. 農業所得の増大と経営所得安定対策の強化
3. 農業経営が自立及び持続できる経営環境の整備
4. 担い手育成総合支援協議会の人員体制などの整備
5. 青年の就農促進と円滑な経営継承
6. 農業界としての人材確保・育成の仕組み整備
7. 雇用・就業環境の整備

IV. 農地政策

1. 農地法等改正法の周知徹底と適正実施
2. 農用地の総量確保と有効利用
3. 農地の違反転用の監視活動の強化
4. 農用地区域の除外の一層の厳格化
5. 相続による農用地の分散防止対策の強化
6. 標準小作料制度に代わる新たな仕組みへの支援

V. 農村・地域政策

1. 農村地域振興への計画的な政策の推進と支援体制の構築
2. 中山間地域等直接支払制度の恒久化
3. 農地・水・環境保全向上対策の拡充
4. 農村地域の活性化
5. 都市農業の振興
6. 鳥獣被害対策の強化

VI. 農業委員会系統組織に関する提案

1. 農業委員会の体制整備と関係予算の確保(地方財政措置の拡充を含む)
2. 都道府県農業会議の体制強化(農地相談員の設置等)

注 下線部分は特に重点的に要望した項目。



1 議事参与の制限について

以下の場合には、農業委員

会等に関する法律第24条第1項の議事参与の制限に該当するか。(A農業委員会事務局職員)

J Aが農地保有合理化事業で農地を取得(貸借含む)する場合、J A理事である農業委員の議事参与の制限について。
農事組合法人が農地を取得(貸借を含む)する場合、その法人の組合員である農業委員の議事参与について。
J Aの理事は、当該J

Aの職務執行権限を有していると考えられます。よって、J Aの農地取得に際して、J A理事である農業委員がその審議に加わることは、農業委員会等に関する法律(以下、法)第24条第1項で規定される「自己」に関する事項に該当し、議事参与の制限にあたるものと考えます。

農事組合法人の組合員については、組合員であることをもって直ちに当該案件についての議事参与の制限を受けることにはなりません。当該法人の代表権を有する者である場合や、当該事業により金銭その他の利益を得る場合には、法第24条で規定される議事参与の制限を受けるものと考えられます。

2 農業委員の守秘義務について

農業委員は守秘義務を負うか
否か B 農業委員会事務局職員)

農業委員は特別職の地方公務員(地方公務員法第3条第3項第2号)であり、

地方公務員法に規定する守秘義務の適用はありません(地方公務員法第4条、第34条第1項)。しかしながら、農業委員は地域の農業者の公的代表者であるという性格を有していること、また、社会通念上から考えてみても、職務上知り得た情報を無闇に漏らすことは不適切であると考えます。

また、農業委員会においては、農業委員に対する信頼を損なうことがないよう、日頃から綱紀の保持について徹底するとともに、必要に応じて農業委員会総会において、行動規範や守秘義務の規定、申し合わせなどを定めておくことは、こうした事態に対処するため望ましいと考えます。

21年7月から9月までの主要な行事

- 7月上旬 岩手県農業者年金協議会総会
- 7月15日 常任議員会議、臨時総会(エスポワールいわて)
- 7月下旬 県に対しての農業委員会体制強化等要望
- 8月12日 常任議員会議(エスポワールいわて)
- 8月27日~28日 東北・北海道農業活性化フォーラム(山形県天童市)
- 9月15日 常任議員会議(エスポワールいわて)

編集後記

今回から、新たに「私も一言」の欄を設けました。これは、農業会議の行事や国・県の農政の取り組み内容等の配信に加え、現場で活躍している農業委員の皆様の考え方や意見・提言を交換しあう場としたいと考えたものです。年4回の発行ですが、ふるって寄稿していただきますようお願いいたします。

農地法の改正が6月中旬に参議院で可決成立する見込です。農業委員会系統組織は、その法改正の主旨や内容について熟知し、質量ともに増大する業務に取り組みが必要があります。お互いに、これまで以上に密接な連携を保ち、新しい事態に備えましょう。(恭)